

第2次伊万里市経営改善チャレンジ支援事業費補助金

公募要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済の変化に対応して経済活動を続けていくため、新商品開発や販路開拓など、コロナ後に向かって売上向上に繋がる新たな取組及び省エネルギーによるコスト削減の取組に挑む伊万里市内の中小企業者を支援するもの。

2. 補助対象者 ※第1次の採択事業者は対象外

- (1)伊万里市内に店舗、事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）又は各種法人等で収益事業を行う事業者
- (2)(1)に該当する事業者5者以上で構成する団体（※要件有、省エネ取組は対象外）

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外です。

- (1)①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者。以下同じ。）が所有している中小企業
②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2)農林漁業者（農業法人、許認可を取得し製造・加工業等の事業を行っている事業者を除く。）
- (3)医療・福祉サービス業者（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所を運営する事業者を除く。）
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行う事業者
- (5)暴力団、暴力団員が役員となっている法人その他の団体又は個人。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (6)その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

※団体要件：以下を全て満たすもの

- ア 自己を含め5以上の中小企業者と協同して事業に取り組む団体であること。
- イ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ウ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- エ 応募の日までに市内で1年以上にわたり継続的に事業活動していること。

3. 補助対象事業及び要件

補助対象事業	要件
①新商品(新役務)の開発又は提供	過去の同種の商品に比べて性能が良い等新商品の開発又は提供のための意欲的な取組であること
②販路開拓・売上向上	商品の新しい販売方法や流通経路を見出し、新しい販売先を見つけるための意欲的な取組であること
③デジタル化による生産性向上	デジタル技術を活用した働き方改革や生産性の効率化等のための意欲的な取組であること
④新分野展開	主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること

⑤事業転換	主たる業種を変更することなく主たる事業を転換し、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること
⑥業種転換	主たる業種を転換し、製品又は商品若しくはサービスを提供することにより新たな市場に進出するための意欲的な取組であること
⑦業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法に関し相当程度新規性を有する方法に変更するために意欲的な取組であること
⑧事業再編	会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うための意欲的な取組であること
⑨その他生産性向上	①～⑧のほか、生産性向上による経営改善に繋がると認められる取組であること
⑩省エネルギー設備導入	二酸化炭素の排出量を削減する省エネルギー設備の導入によるコスト削減のための意欲的な取組であること

4. 補助対象経費及び補助金額

生産性向上の取組 (上記①～⑨)	中小企業者	団体	補助対象経費
	補助率：補助対象経費の 2/3以内 補助金額： 上限100万円 下限5万円 (上記③デジタル化による 生産性向上は上限150万円)	補助率：補助対象経費の2/3以内 補助金額： 上限200万円 下限5万円	機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、開費、雑役務費、借料、委託費、外注費、運搬費、研修費 (既存設備の撤去・処分費は除く)
省エネ設備導入によるコスト削減の取組(上記⑩) ※団体は対象外	中小企業者 補助率：補助対象経費の 2/3以内 補助金額：上限150万円 下限5万円	補助対象経費	補助対象設備
		補助対象設備の購入及び改修工事に関する費用 (既存設備の撤去・処分費は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明、高効率空調、高効率給湯機、高効率冷凍冷蔵設備 ※既存設備からの切替のみ対象 ※グリーン購入法判断基準又はトップランナー基準を満たす設備が対象 ・省エネ最適化診断結果に基づき導入する設備 ※既存設備からの切替のみ対象 ・太陽光発電設備及び蓄電池 ※新設のみ対象 ・EMS(エネルギーマネジメントシステム) ※新設のみ対象 ※省エネ設備と併せて導入する場合のみ対象

※補助対象経費は税抜の金額

※国、地方自治体又は民間団体等の補助金で採択された事業は対象外

※令和5年1月31日(火)までに完了する事業であること

※補助対象経費については、別表第1「補助対象経費」と別表第2「補助事業の対象として認められない経費」をご確認ください

5. 申請手続き等

(1)申請受付期間

令和4年8月17日（水）から令和4年9月30日（金）まで

（※予算の執行状況により早期受付終了又は追加公募することがあります。）

(2)申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、郵送してください。持参、電子メールでの受付は行っていません。

提出場所 伊万里市役所総合政策部企業誘致・商工振興課

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

電話：23-2184 FAX：23-2474

(3)提出書類

① 伊万里市経営改善チャレンジ支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

※団体で申請する場合は様式第1号別紙3を合わせて提出

② 事業計画書（様式第1号別紙1又は別紙2）

③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

④ 確定申告書別表第1の写し

※確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、営業実態が客観的に確認できる資料（法人設立届書又は個人事業の開業届出書）を添付

⑤ 本人確認書類（個人事業主の場合）

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写しをいずれか一つ

⑥ 営業許可証の写し（営業許可が必要な業種のみ）

⑦ 事業内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ等）

※改修工事や設備導入を行う場合は、実施前の写真を提出すること。また、賃貸物件に改修工事や施工を伴う設備導入を行う場合は、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書を提出すること

⑧ 誓約書（様式第1号別紙4）

6. その他

(1)提出書類により書面審査を行います。必要に応じて追加書類の提出を求めたり、申請内容確認のための連絡をしたりすることがあります。

(2)採択した事業は、市HP等で公表します。

(3)応募に伴う経費は全て応募者の負担となります。

(4)提出された書類は返却しません。

別表第1（第6条関係）

補助事業の対象と認められる経費

第4条第1項第1号から第5号（省エネルギー設備以外）

経費区分	内容
機械装置・システム構築費	<p>①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費</p> <p>③①又は②と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>※1 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費用は対象外です。</p> <p>※2 機械装置又は自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。</p> <p>※3 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、補助事業実施期間中に要する経費のみが対象となります。契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分が対象となります。</p> <p>※4 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。</p> <p>※5 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置と一体で捉えられる軽微なものに限られます。</p> <p>※6 自動車等車両のうち、①「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）、②移動販売車両等、専ら補助事業のために使用される車両についてのみ、この機械装置・システム構築費での計上が可能です。</p> <p>※7 3者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p> <p>※8 1件当たりの単価が50万円を超えるものについては様式第13号による「取得財産等管理台帳」を備えてください。</p>
広報費	<p>パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費</p> <p>※1 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。（商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは補助対象となりません。）</p> <p>※2 チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。</p> <p>※3 補助事業期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される。）のが補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。</p>
展示会等出展費	<p>新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費</p> <p>※1 伊万里市（伊万里市以外の機関が、伊万里市から受けた補助金等により実施する場合を含む。）からの出展料の一部助成を受ける場合の出展料は、補助対象外です。</p> <p>※2 展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く。）・通訳料・翻訳料も補助対象となります。</p> <p>※3 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものは補助対象となりません。</p>

	<p>※4 補助事業期間外に開催される展示会等の経費は補助対象となりません。</p> <p>※5 選考会、審査会（〇〇賞）等への参加・申込費用は補助対象となりません。</p> <p>※6 海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。（実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料は補助対象外です。）</p> <p>※7 飲食費を含んだ商談会等参加費は補助対象となりません。</p>
開発費	<p>新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費</p> <p>※1 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません。</p> <p>※2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。</p> <p>※3 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外となります。（試作品の生産に必要な経費は対象となります。）</p> <p>※4 汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は補助対象外となります。</p>
雑役務費	<p>事業実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費</p> <p>※ 契約書等により補助員の業務の内容を明らかにした上で、補助員が当該事業以外にも従事実績がある場合は、業務日誌を備え、当該事業の従事時間が明らかである場合に限りします。</p>
借料	<p>事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費</p> <p>※ 当該年度の事業に要する経費のみを補助対象とし、契約期間が当該年度を超える場合は、当該補助事業期間分に相当する経費とする。</p>
委託費	<p>上記に該当しない経費であって、事業実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約又は準委任契約）</p> <p>※1 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p> <p>※2 例えば市場調査の実施にともなう記念品代、謝礼等は補助対象となりません。</p>
外注費	<p>上記に該当しない経費であって、事業実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）</p> <p>※1 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p> <p>※2 店舗改装において50万円（税抜き）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。</p>
運搬費	<p>事業実施に必要な通信費又は運送料として支払われる経費。</p> <p>※補助事業以外の事業と明確に区分できるものに限る。</p>
研修費	<p>本事業遂行のため必要な教育訓練や講座受講等に係る経費</p> <p>※1 補助事業の遂行に必要な教育訓練や講座受講等は補助対象外です。</p> <p>※2 教育訓練や講座受講等に係る費用の補助を希望する場合は、事業計画の中に①研修名、②研修実施主体、③研修内容、④研修受講費、⑤研修受講者についての情報を必ず記載してください。（この5点が明記されていない場合や、不適切な訓練や講座が計上されている場合などは、研修費を補助対象経費とするこ</p>

	<p>とはできません。)</p> <p>※3 研修受講以外の経費（入学金、交通費、滞在費等）は補助対象外となります。</p> <p>※4 教育訓練給付制度など、本事業以外の国や県等からの給付を受けるものは対象となりません。</p>
--	---

第4条第1項第6号（省エネルギー設備）

補助対象経費	補助対象設備	
補助対象設備の購入及び改修工事に関する費用	高効率照明	既存設備からの切替であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備（グリーン購入法調達基準に適合した設備）もしくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備（トップランナー基準を達成した設備）又はこれと同等の性能を有すると認められる設備に限る。
	高効率空調	
	高効率給湯機	
	高効率冷凍冷蔵設備	
	省エネ最適化診断結果に基づき導入する省エネルギーに関する設備	既存設備からの切替であって、平成31年4月1日以降に一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断を受け、診断結果に基づき導入する省エネルギーに関する設備
	太陽光発電設備及び蓄電池	新規に導入する設備であって、店舗又は事務所において自家消費を目的とするもの。
EMS（エネルギーマネジメントシステム）設備	新規に導入する設備であって、建物で消費している電気、ガス等のエネルギー使用量を計測し、その結果を表示するもの。但し、上記省エネルギー設備と併せて導入する場合に限る。	

※ 設備は全て未使用品且つ購入品であること。

別表第2（第6条関係）

補助事業の対象として認められない経費

第4条第1項第1号から第5号（省エネルギー設備以外）

- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く。）
- ・商品券等の金券
- ・マスクや手袋等の使い捨ての消耗品
- ・販売する商品の原材料費、文具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両の修理費・車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・収入印紙
- ・振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）の購入費
- ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は除く。）
- ・事業に係る自社の人件費（雑務費を除く。）
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

第4条第1項第6号（省エネルギー設備）

- ・中古品及び転売品
- ・リース契約に基づき設置する設備
- ・設備入替の場合、既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費
- ・予備又は将来用のものに要する経費
- ・公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・収入印紙
- ・振込手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
- ・通信費、水道光熱水費及び旅費
- ・土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する経費
- ・各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・事業に係る自社の人件費（雑務費を除く。）
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(参考) 日本標準産業分類

※事業計画書に記載する業種の大分類及び中分類

大分類		中分類	
A	農業、林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業
		04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F	電気、ガス、熱供給、水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）

大分類		中分類	
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	繊維・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
J	金融業、保険業	61	無店舗小売業
		62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
K	不動産業、物品賃貸業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
		68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
L	学術研究、専門・技術サービス業	70	物品賃貸業
		71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
M	宿泊業、飲食サービス業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
		75	宿泊業
		76	飲食店
N	生活関連サービス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
O	教育、学習支援業	80	娯楽業
		81	学校教育
P	医療、福祉	82	その他の教育、学習支援業
		83	医療業
		84	保健衛生
Q	複合サービス事業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
		86	郵便局
R	サービス業 （他に分類されないもの）	87	協同組合（他に分類されないもの）
		88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
S	公務（他に分類されるものを除く）	96	外国公務
		97	国家公務
T	分類不能の産業	98	地方公務
		99	分類不能の産業